

令和3年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年5月28日（金）

令和3年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和3年5月28日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第24号 特定農地貸付承認申請について
- 第2 議案第25号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第3 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第4 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第5 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第6 報告第14号 利用権の合意契約の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君  
2 番 原田 勝幸 君  
3 番 高橋 久雄 君  
4 番 石射 祥光 君  
5 番 村越 重芳 君  
6 番 遠藤 信行 君  
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君  
9 番 三橋 清高 君  
10番 野崎 雅博 君  
11番 阿部 富美 君  
12番 齋藤 和子 君  
13番 吉田 恵子 君  
~~14番 石腰 明美 君~~

欠席委員

14番 石腰 明美 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川広志君

局長補佐 伊藤和範君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 2 時 02 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 3 年第 5 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 14 番石腰明美委員より欠席届が提出されております。よって当総会は、13名の委員が出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。8 番廣瀬正実委員、9 番三橋清高委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 24 号特定農地貸付承認申請についてを上程いたします。

8 番廣瀬委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○8 番（廣瀬正実君） 議案第 24 号特定農地貸付承認申請についてをご報告いたします。

本案は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づくものであり、この法律に基づき承認を受けた者が当該承認に係る農地を特定農地貸付けの用に供するため、所有権や使用収益を目的とした権利を取得する場合及び権利を設定する場合は、農地法第 3 条の許可を要しないものでございます。

～案件の説明～

5 筆、現況、畑、合計 536.68 平米です。令和 3 年 5 月 14 日に担当委員 1 名、事務局 1 名で現地調査をいたしました。1 区画の貸付面積は 43 平米で計 4 区画、貸付けに係る利用料は年間 8600 円で、貸付期間は 5 年でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 24 号特定農地貸付承認申請についてを報告のとおり承認することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件から4番案件を報告後、一括して行います。

7番小澤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○7番（小澤 昇君） 議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件から4番案件について一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和3年5月12日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、535平米につきましては里芋が作付されておりました。4筆、いずれも畑、合計1579平米につきましては、ハウスにおいて一体として耕作されており、ハウレンソウ、コマツナ、枝豆が作付されておりました。2筆、現況、畑、合計581平米につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。畑、229平米につきましては、サツマイモ、ジャガイモが作付されておりました。現況、畑、991平米につきましては準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター2台、トラック、テラー、管理機、その他一式でございます。労働力は、本人（61歳）従事日数300日、専業、妻（61歳）従事日数300日、専業、長男（31歳）従事日数300日、専業、長男の妻（31歳）従事日数150日、専業でございます。

～2番案件について内容を説明～

令和3年5月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。畑、386平米につきましては準備中でした。2筆、畑、合計369平米につきましては、一体として耕作されており、コマツナ、落花生が作付されているほか、準備中でした。農機具の保有状況につきましては、管理機、トラクター、草刈機、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（64歳）従事日数350日、専業、妻（63歳）従事日数200日、専業、三男（29歳）従事日数100日、兼業でございます。

～3番案件について内容を説明～

令和3年5月14日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の

耕作状況をご報告いたします。2筆、畑、合計1573平米につきましては、一体として耕作されており、ナガイモ、サツマイモが作付されておりました。3筆、いずれも畑、合計2973平米につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。畑、287平米につきましては準備中でした。畑、604平米につきましては準備中でした。4筆、いずれも現況、畑、5447平米につきましては、一体として耕作されており、カブが一部に作付され、そのほかは準備中でした。6筆、いずれも現況、畑、合計421平米につきましては、一体として耕作されており、トマトが作付されているほか、準備中でした。畑、546平米につきましては準備中でした。畑、927平米につきましては準備中でした。現況、畑、264平米につきましても準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、ロータリー、耕運機、その他一式でございます。労働力は、本人（75歳）従事日数330日、専業、妻（72歳）従事日数300日、専業、長男（43歳）従事日数330日、専業、長男の妻（34歳）従事日数300日、専業、長女（45歳）従事日数150日、兼業、次女（44歳）従事日数100日、兼業でございます。

～4番案件について内容を説明～

令和3年5月12日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。5筆、いずれも畑、合計3660.75平米につきましては、一体として耕作されており、カボチャ、ジャガイモ、ネギが作付されておりました。4筆、いずれも現況、畑、合計2482平米につきましては、一体として耕作されており、カボチャ、里芋、ジャガイモが作付されていたほか、準備中でした。農機具の保有状況は、ロータリー、マルチャー、消毒器、草刈機、その他一式でございます。労働力は、本人（84歳）従事日数200日、専業、長男（57歳）従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第25号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 報告第11号、専決処分の報告についてをご説明いたします。

本案は、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

1番案件は、2筆、畑、合計329平米についての届出となっております。

2番案件につきましては、畑、1316平米についての届出でございます。

3番案件につきましては、畑、276平米についての届出となっております。

届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第11号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第4報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐(伊藤和範君) 報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から8番案件でございまして、転用目的は住宅敷地、道路敷地、駐車場敷地、資材置場、ガレージ倉庫敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いたします。ご質問ございませんか。

○6番（遠藤信行君） 先ほどの11号の2と報告12号の2、同じ人の名前が出てくるんですが、12号の2のほうはもともと農地を持っていたということの理解で、11号のほうはここで相続しているわけですね。

○局長補佐（伊藤和範君） はい。

○6番（遠藤信行君） もともと持っていたということですか。

○局長補佐（伊藤和範君） そうですね。11号で相続を受けています。

○6番（遠藤信行君） 地番が違うんだから、相続ではないんだよね。相続絡みじゃないですね。

○局長補佐（伊藤和範君） そうです。もともと持っていたということでございます。

○6番（遠藤信行君） 逆に、下限、茅ヶ崎の市内で持っているのは3反だけ。小出は5だけれども。

○局長補佐（伊藤和範君） こちらの地区の下限は、30アールです。

○6番（遠藤信行君） そうすると、これで農地が取得できる、取得したのか。何で取得したんだ。農地の下限面積があるのに、1262しかないじゃないですか。それ以外にまだあるということか。

○局長補佐（伊藤和範君） はい。それ以外にあるということでございます。

○6番（遠藤信行君） 全体を合わせると大丈夫だということ。はい。了解です。

○5番（村越重芳君） じゃ、すみません、ちょっといいですか。今、これは全部登記地目は畑とか田とか、そういうことになっていますよね。それでこれが駐車場だとか道路敷地だとかガレージ倉庫だとか、そういうふうにもう先になっていたわけじゃないんですね。転用目的って、これはなっていたんですか。これからなるの。

○局長補佐（伊藤和範君） 市街化区域内での届出となり、既になっているものも含まれております。

○5番（村越重芳君） ということですね。

○局長補佐（伊藤和範君） はい。

○5番（村越重芳君） ということは、転用が後からなっているというか、追認だというのがこれに含まれている部分でしょうか。

○局長補佐（伊藤和範君） はい。



○5番（村越重芳君） 分かりました。そういうことだね。

○議長（原田勝幸君） ほかにご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第5報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から9番案件でございまして、転用目的としましては、住宅敷地、道路敷地となっております。権利関係は所有権の移転及び使用貸借でございまして、これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございまして、なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第6報告第14号利用権の合意解約の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第14号利用権の合意解約の報告についてをご説明いたします。

本案件でございまして、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権の設定を行った土地につきまして、茅ヶ崎市より解約同意の通知があったため報告するものでございまして、

利用権を解約する農地は、畑、793平米でございまして、利用権の種類は使用貸借権でございました。期間は令和2年9月1日から令和5年8月31日まででしたが、両者の都合によ

り、令和3年7月27日に合意解約の合意が成立したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第14号利用権の合意解約の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和3年第5回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時27分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員